

令和5年3月31日
郡山市保健福祉部
地域包括ケア推進課
課長 青柳 光信
TEL：924-3561

成年後見人への報酬助成金の交付誤りについて

令和元年度から令和4年度までの成年後見人への報酬助成金について、3件の交付誤りがありました。成年後見制度に関わる皆様をはじめ、市民の皆様には心からお詫び申し上げますとともに、今後法令等の遵守を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

1 経過

(1)交付申請 [令和5年2月17日]

成年後見人から市へ「郡山市成年後見制度利用支援事業助成金交付申請書」提出あり、同日付收受。交付申請額 369,662 円。

(2)交付決定 [令和5年3月6日]

市で交付額 297,291 円を決定。同日付け、決定通知書を成年後見人へ送付。

※郡山市成年後見制度利用支援事業実施要綱（以下「要綱」）第6条第1項第4号に該当。

(3)交付決定額に関する問合せ [令和5年3月14日]

成年後見人から市へ、交付申請額 369,662 円と交付決定額 297,291 円の相違について問合せあり。

(4)上記について確認を行ったところ、令和5年3月17日に算定誤りが判明した。過年度交付分も含め全件調査した結果、計3件の交付誤りが判明した。

2 原因及び助成金の算定方法（正・誤比較）

(正)：「交付申請額」、「家庭裁判所の審判書に記載された報酬金額から、現金・預貯金の合計額 60 万円を超える額を差し引いた額」、「要綱第9条に定める上限額」を比較し最も少ない額を助成金とすべきところ、

(誤)：「交付申請額」、「要綱第9条に定める上限額から、現金・預貯金の合計額 60 万円を超える額を差し引いた額」、「要綱第9条に定める上限額」を比較し最も少ない額を助成金として算定した。

【算定内訳】

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(正) A,B,Cのうち最も少ない金額</div>							<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">(誤) B,C,E(C-②)のうち最も少ない金額</div>						
年度	要綱第6条第1項第4号に①より60万円を超える額②	①-② A	交付申請額 B	要綱第9条に定める助成上限額 C	交付すべき助成額 D	年度	要綱第6条第1項第4号に①より60万円を超える額②	①-② A	交付申請額 B	要綱第9条に定める助成上限額 C	既に助成した額 E (C-②)		
R元	264,000	61,057	202,943	264,000	216,000	R元	264,000	61,057	202,943	264,000	154,943		
R3	249,000	43,892	205,108	221,514	232,839	R3	249,000	43,892	221,514	232,839	188,947		
R4	822,000	72,371	749,629	369,662	369,662	R4	822,000	72,371	749,629	369,662	297,291		

3 誤りのあった助成金の件数及び差額

年度	件数	差額	備考
R元	1	48,000	成年後見人
R3	1	16,161	成年後見人
R4	1	72,371	成年後見人
合計	3	136,532	

単位 円

※平成 28 年 1 月 22 日要綱第 6 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の改正（現金・預貯金 60 万円の基準を明記）以後の要綱に基づく報酬助成について、全件確認をしております。

4 交付誤りへの対応

3 名の成年後見人へ連絡し、謝罪するとともに、差額について令和 5 年 4 月 5 日にお支払いできるよう手続きを行いました。

5 再発防止策

- (1)要綱の読み違いによる事務ミスであったことから、規定の解釈に疑義が生じない条文に要綱を改めるとともに、OJT により担当業務の習熟度の向上に努めてまいります。
- (2)業務のチェック体制を再確認し、ダブルチェックを徹底してまいります。
- (3)担当者が変更となる場合は、同じ誤りを繰り返すことがないように十分かつ的確な事務引継を行います。

【参考】郡山市成年後見制度利用支援事業実施要綱（抜粋）

（成年後見人等に対する報酬の助成）

第 6 条 市長は、成年被後見人等が第 3 条第 2 号のいずれかに該当する者で、次の各号のいずれかに該当する場合は、成年後見人等に対する報酬の全部又は一部の助成として、成年後見制度利用支援事業助成金（以下「助成金」という。）を、成年被後見人等に交付する。

- (1)生活保護法（昭和 26 年法律第 144 号）に定める被保護者である者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に定める支援給付を受けている者
- (2)成年後見人等に対する報酬の負担により、前号に該当するおそれがある者
- (3)現金、預貯金の合計額（以下「合計額」という。）が 60 万円以下の者
- (4)合計額が 60 万円を超える者については、超えた分を後見人等への報酬として支払い、なお報酬額が不足する者

（助成金の上限額）

第 9 条 助成金の上限額は、月を単位として算出するものとし、その額は成年後見人等一人当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、月の途中で場合の区分が変わったとき又は報酬付与期間が月の途中であったときは、日割計算により上限額（1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を算出する。

- (1)成年被後見人等が在宅（入院及び施設入所の期間の合計が 90 日以内の場合を含む。）の場合
月額 28,000 円
- (2)成年被後見人等が在宅以外の場合
月額 18,000 円

（助成金の交付額）

第 10 条 助成金の交付額は、成年後見人等それぞれに対して決定した審判書に記載された報酬金額と第 1 号様式に記載された交付申請額のうち、いずれか少ない方の額とする。ただし、当該助成金の交付額は、前条の規定により算出された額を超えることはできない。